



平成 27 年 10 月 16 日

各 位

名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先
執行役員 管理部長 葛川 遼佳
電話番号：052-212-9908

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 26 年 6 月 16 日付「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」でお知らせいたしましたとおり、平成 26 年 6 月 13 日付で過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を東海財務局へ提出いたしました。

本日、下記の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する金 1 億 6,509 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

1. 有価証券報告書

有価証券報告書 第 17 期（自 平成 24 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日）

2. 四半期報告書

四半期報告書 第 17 期第 3 四半期（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 6 月 30 日）

四半期報告書 第 18 期第 1 四半期（自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日）

3. 有価証券届出書

有価証券届出書（平成 25 年 11 月 18 日提出）

第 17 期第 3 四半期を参照情報とする有価証券届出書であり、同日付で一般募集に関するものとオーバーアロットメントによる売出しに関するものの 2 つを提出しております。

当社は、この度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領した後、対応について検討し、決定次第、改めてお知らせいたします。

また、本件に伴う平成 27 年 9 月期業績への影響については、現在精査中ではありますが、今後業績に重大な影響を与えると判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

株主及び取引先をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。何卒ご理解いただき、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上